

旭川市アスベスト対策事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市内の民間の既存建築物に吹付けられたアスベストの飛散から市民の健康被害を予防し、安全な市街地環境を整備するため、アスベストの分析調査及び除去等工事に要する費用の一部について補助金を交付することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において用いる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) アスベスト 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第6条第23号に規定する石綿等をいう。
- (2) 分析調査 アスベストの有無又は含有量を分析により調査することをいう。
- (3) 除去等工事 アスベストの除去（当該除去に伴い、建築基準法その他の法令の耐火性能規定に適合させるために行う耐火被覆工事を含む。）、封じ込め又は囲い込み工事をいう。
- (4) 施行者 補助金の交付を受けて分析調査又は除去等工事を行おうとする建築物の所有者、管理者、占有者又は共同住宅の団体（管理組合等）の代表者で第6条の申請をする者をいう。
- (5) 交付予定者 施行者のうち、補助金の交付の決定に係る審査を待つ者をいう。

(補助の対象)

第3条 補助金の対象は、分析調査又は除去等工事に要する費用とする。

2 補助金の対象とする建築物の所有者（複数である場合は補助を受けようとする全ての所有者）及び施行者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 市税の滞納がない者
- (2) 「旭川市暴力団排除条例（平成26年旭川市条例第16号）」第2条第1号の暴力団及び第2号の暴力団員に該当しない者

3 補助金の対象とする建築物は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 市内にある多数の者が利用する建築物で、共同で利用する部分（付属する電気室、機械室等を含む。）に、露出した吹付け建材が施工されているもの。
- (2) 非木造の建築物で、延べ面積が500㎡を超えるもの又は次に掲げる用途が含まれる延べ面積が300㎡以上のもの。

ア 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場

イ ホテル又は旅館

ウ 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗（床面積が10㎡以内のものを除く。）

- (3) 交付申請日時時点で、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令による違反是正の指導等を受けていないもの。
- (4) この要綱による補助金が交付されていないもの。ただし、除去等工事の場合においては、この要綱による分析調査の補助金を除く。

4 補助金の対象とする分析調査又は除去等工事は、次の各号の全てに該当することとする。

- (1) 施行者が管理者又は占有者の場合は、補助金の交付申請について所有者の同意が得られていること。
- (2) 補助金の対象とする建築物に複数の所有者がいる場合は、補助金の交付申請について全ての所

有者の同意が得られていること。ただし、補助金の対象とする建築物が管理組合等が設置された共同住宅であり、補助金の交付申請について総会等の同意が得られている場合はこの限りでない。

(3) 分析調査又は除去等工事の契約者が施行者であること。

(4) 分析調査又は除去等工事の契約が交付決定より前に締結されていないこと。

5 補助金の対象とする分析調査は、次の各号の全てに該当することとする。

(1) 分析調査は、吹付けアスベスト又はアスベスト含有吹付けロックウールのおそれのある吹付け建材に対して行うこと。

(2) 分析調査の方法は次に掲げるいずれかによること。

ア J I S A 1 4 8 1 - 1

イ J I S A 1 4 8 1 - 2

ウ J I S A 1 4 8 1 - 3

エ J I S A 1 4 8 1 - 4

(3) 分析調査は、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年度国土交通省告示第1号）第2条第2項又は第3項に規定する者（以下「一般建築物石綿含有建材調査者等」という。）が実施すること。

6 補助金の対象とする除去等工事は、次の各号の全てに該当することとする。

(1) 除去等工事は、吹付けアスベスト又はアスベスト含有吹付けロックウールであって、これに含有するアスベストの重量が当該吹付け建材の重量の0.1パーセントを超えるものに対して行うこと。

(2) 除去等工事は、次に掲げるいずれかに該当する工事施工者が実施すること。

ア 一般財団法人日本建築センターが審査証明を行った「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」を有する者又はこれと同等と市長が認める者

イ 「石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」（建設業労働災害防止協会）及び「改訂版既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説2018」（日本建築センター）に従って施工することができる者

(3) 大気汚染防止法（昭和43年法令第97号）及び石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）による方法で実施すること。

(4) 除去等工事を行った後、補助金の対象とする建築物が建築基準法その他の法令の耐火性能規定に適合していること。

(5) 補助金の対象とする建築物の補助対象箇所が複数となる場合は、全ての箇所においてアスベスト飛散防止対策を完了するものであること。

(6) 施工計画の策定を一般建築物石綿含有建材調査者等が行うとともに、当該計画に則した現場体制により、除去等工事を行うこと。

(7) 補助金の交付を受けた日が属する年度の末日から起算して10年の間、本補助金による除去等工事により効用の増加した財産を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、市長の承認を得ること。

（補助金の額の算定方法）

第4条 分析調査の補助金は、次の各号に掲げるもののいずれか低い額とする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(1) 分析調査に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。補助金の対象とする建築物に補

助を受けようとする所有者が複数いる場合は、前条第2項各号の要件に該当しない者の所有する部分の割合を減じて算定する。)

(2) 25万円

(3) 当該年度の予算額

2 除去等工事の補助金は、次の各号に掲げるもののいずれか低い額とする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(1) 除去等工事に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。補助金の対象とする建築物に補助を受けようとする所有者が複数いる場合は、前条第2項各号の要件に該当しない者の所有する部分の割合を減じて算定する。）の3分の2の額

(2) 次のアからウまでの工事の種別ごとに掲げる額

ア 屋内の除去等工事の場合は120万円

イ 屋外の除去等工事の場合は1千万円

ウ 屋内及び屋外の除去等工事の場合は、それぞれの除去工事に前各号を適用した額を合算した額であって、その合算した額が1千万円を超える場合は1千万円

(3) 当該年度の予算額

(事前協議)

第5条 施行者は、補助金の交付申請を行う前に分析調査及び除去等工事が補助の基準に適合するかどうかについて、市長と協議する。

(交付申請)

第6条 分析調査の補助金の交付申請は、補助金交付申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて当該年度の4月20日から5月23日までに施行者が市長に申請する。

(1) 補助金の対象とする建築物の位置図、配置図及び平面図（吹付け材の施工範囲を明示）

(2) 補助金の対象とする建築物に吹付けられた吹付け建材の現況写真

(3) 補助金の対象とする建築物の登記事項証明書（最新の内容かつ発行から3か月以内のもの）の写し

(4) 施行者及び補助金の対象とする建築物の所有者（複数である場合は補助を受けようとする全ての所有者）の市税の納税証明書（完納証明書）

(5) 施行者が共同住宅等の団体の代表者である場合においては、その旨を証する書面の写し

(6) 補助金の対象とする建築物が管理組合等が設置された共同住宅である場合は、補助金の申請について総会等の同意が得られたことを証する書類

(7) 分析調査に要する費用の見積書

(8) 事業の契約から完了までの工程表

(9) 分析調査実施者が一般建築物石綿含有建材調査者等であることを証する書類

2 除去等工事の補助金の交付申請は、補助金交付申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて当該年度の4月20日から5月23日までに施行者が市長に申請する。

(1) 補助金の対象とする建築物の位置図、配置図及び平面図（吹付け材の施工範囲を明示）

(2) 補助金の対象とする建築物に吹付けられたアスベストの現況写真

(3) 補助金の対象とする建築物の登記事項証明書（最新の内容かつ発行から3か月以内のもの）の写し

(4) 施行者及び補助金の対象とする建築物の所有者（複数である場合は補助を受けようとする全て

の所有者)の市税の納税証明書(完納証明書)

(5) 施行者が共同住宅等の団体の代表者である場合においては、その旨を証する書面の写し

(6) 補助金の対象とする建築物が管理組合等が設置された共同住宅である場合は、補助金の申請について総会等の同意が得られたことを証する書類

(7) 除去等工事に要する費用の見積書

(8) 施工計画書(工程表を含む。)

(9) 分析結果報告書の写し

(10) 施工計画策定者が一般建築物石綿含有建材調査者等であることを証する書類

(追加募集)

第7条 前条第1項及び第2項の期間(以下「受付期間」という。)内の申請によって補助金の額の合計が募集予算額に満たなかったとき又は受付期間後に第11条第1項の変更申請等により補助金の額の合計が募集予算額を満たさなくなったときは、募集予算額に達するまで期間を延長して申請を受け付ける。

2 追加募集は当該年度の9月20日を期限とする。

(交付予定者の決定)

第8条 受付期間内の申請によって補助金の額の合計が募集予算額を超えなかったときは、補助金の申請者を全員交付予定者とする。

2 受付期間内の申請によって補助金の額の合計が募集予算額を超えたときは、抽選により交付予定者を決定する。

3 前項の抽選により、交付予定者にならなかった者のうち、抽選上位の者から順位を付け、第11条第1項の変更申請等により募集予算額に余裕が生じたときは、その順位により繰り上げて交付予定者とすることができる。

4 前条の追加募集による申請があった場合は、受付順により交付予定者を決定する。

(交付決定)

第9条 市長は、前条で決定した交付予定者から提出された第6条の書類の審査の結果、第3条の要件を満たしたもので事業が適切であると認めるときは、第4条において算定した交付額により補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により施行者に通知する。

2 市長は、第6条の書類の審査の結果、補助金を交付しないと決定したとき又は第11条第2項の取りやめの届出があったときは、補助金不交付決定通知書(別記第3号様式)により施行者に通知する。

(着手の届出)

第10条 分析調査又は除去等工事の着手の届出は、前条第1項の通知後、速やかに分析調査又は除去等工事の契約及び着手をし、交付決定日から30日以内に、着手届(別記第4号様式)に契約書の写しを添えて施行者が届出する。

(変更の申請又は取りやめの届出)

第11条 第9条の補助金の交付の決定後における分析調査又は除去等工事の内容若しくは申請額の変更は、変更申請書(別記第5号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて当該年度の12月26日までに施行者が市長に申請する。

(1) 分析調査又は除去等工事に要する費用が変更になる場合は、分析調査又は除去等工事に要する費用の見積書

(2) 分析調査又は除去等工事の内容若しくは申請額の変更を確認できる書類

2 第9条の補助金の交付の決定後に分析調査又は除去等工事を取りやめたときは、取りやめ届（別記第7号様式）により当該年度の12月26日までに施行者が届出する。

（変更又は取りやめの決定）

第12条 第9条第1項の規定は、前条の変更申請の場合について準用する。この場合において、「補助金交付決定通知書（別記第2号様式）」とあるのは、「変更決定通知書（別記第6号様式）」と読み替え、従前の交付決定を取り消す。

2 市長は、前条第2項の分析調査又は除去等工事の取りやめの届出があった場合は、従前の交付決定を取り消し、補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により施行者に通知する。

3 市長は、第1項において、変更を認めないときは、その旨を書面により施行者に通知する。

（完了報告）

第13条 分析調査の完了報告は、分析調査が完了し、当該年度の1月31日までに完了実績報告書（別記第8号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて施行者が市長に報告する。

（1）分析調査結果を示す書類の写し

（2）分析調査に要した費用に係る領収書の写し

2 除去等工事の完了報告は、除去等工事が完了し、当該年度の1月31日までに完了実績報告書（別記第8号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて施行者が市長に報告する。

（1）事業の工程写真並びに着手前及び完了状況を撮影した写真

（2）産業廃棄物の処理に伴うマニフェストの写し

（3）石綿障害予防規則第5条の規定に基づく届出書の写し又は労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第88条第3項の規定に基づく届出書の写し

（4）大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の15の規定に基づく届出書の写し

（5）除去等工事のアスベスト粉じん濃度の測定結果を記載した書類

（6）除去等工事に要した費用に係る領収書の写し

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の完了報告があったときは、当該報告の内容の審査及び必要に応じて実地検査等を行う。この場合において、事業が適切に完了したと認めるときは、第4条に照らして交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（別記第9号様式）により速やかに施行者に通知する。

2 市長は、前項の審査等の結果、事業が適切に完了していないと認めるときは、施行者に対し必要な是正の措置を講ずるよう指導をする。

3 第1項後段の規定は、前項の是正の措置を講じたと認める場合について準用する。

（補助金の請求）

第15条 補助金の請求は、施行者が前条第1項の通知後、当該年度の2月26日までに請求書（別記第10号様式）により行う。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第16条 市長は、施行者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、取消しに係る部分に関し期限を定めてその返還を命ずる。

（1）虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（2）市長がこの要綱による補助事業を適正に執行するに当たり必要な調査等に施行者が正当な理由なく協力しないとき。

(3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(理由の提示)

第17条 第14条第2項の指導をするとき又は前条により交付決定の全部又は一部を取り消すとき若しくは補助金の返還を命ずるときは、施行者に対してその理由を書面により通知する。

(関係書類の整備)

第18条 施行者は、この要綱による補助事業に係る経費を明らかにした書類等を補助事業完了年度の翌年度の初日から5年間保存する。

(その他)

第19条 この要綱の期日をもって定めるものが本市の休日に当たるときは、本市の休日の翌日をもってその期限とする。

2 前項によるほか、この要綱による補助事業に必要な事項又は定める期日が事務処理において支障がある場合は、市長が別に定める。

3 第6条第1項及び第2項、第10条第1項、第11条第1項及び第2項並びに第13条第1項の手続において、当該事務処理に必要な場合は、市長が書類の添付を求めることができる。

4 第6条第1項及び第2項、第11条第1項並びに第13条第1項の手続において、特に必要な理由があると認める場合は、市長がその申請書又は報告書に添える書類の代替となる書類の添付を求めることができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年6月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年5月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。